

## ■無料お見合いサービスの入会をキャンセルしたら、

### 高額な解約金を請求された

新規に出店するという結婚相談所から無料お見合いサービスのDMが届いた。DMには、出店に際し期間を限定して入会金から成婚料まで無料にすると書いてあったので、話を聞きに行くことにした。

無料のお見合いサービスを受けるには、結婚相談所に入会し、100万円のダイヤモンドの指輪を用意する必要があると言われた。高いと思ったが、結婚願望があったので指輪を用意することにした。

担当者は「たまたま指輪の申込書を持っている」と契約書を出し、署名をさせた上で、自分で宝石店に連絡して購入するようにいわれた。

不審に感じる点があったため、後にキャンセルを申し出たところ、解約金が必要だと言われた。

“無料”の「お見合いサービス」を受けるつもりだったのに、実は「100万円のダイヤモンドの指輪」の購入契約を結ばされてしまったようです。

一旦契約したら、すべてがクーリング・オフのように無条件解約ができるというものではありません。

“無料” や “格安” という言葉に惑わされず、冷静に考えるようにしましょう。

少しでも不審に思ったときには、東北経済産業局相談室、若しくは最寄りの消費生活相談窓口へ御相談ください。

東北経済産業局相談室 電話番号 022-261-3011

受付時間 10時～12時、13時～16時